

整理番号	経-法不-9
------	--------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	経済戦略局産業振興部計量検査所 (06-6577-5888)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	装置検査証印の除去
概要	計量法の規定により、取引や証明に使用される車両等装置用計量器（タクシメーター）が、立入検査において技術上の基準に適合しない等が判明した場合には、当該計量器の所有者に理由を告知した上で、当該計量器に付されているの装置検査証印を除去することができると定めています。
根拠法令等 及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・計量法第153条 ・行政手続法第8条第1項
処分基準	<p>（計量法第153条〔装置検査証印の除去〕）</p> <p>経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、第四百四十八条（立入検査）第一項の規定により、その職員に、機械器具に装置されて取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されている車両等装置用計量器を検査させた場合において、その車両等装置用計量器が次の各号の一に該当するときは、その車両等装置用計量器に付されている第七十五条（装置検査）第二項の装置検査証印を除去することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 経済産業省令で定める技術上の基準に適合しないこと。 二 第七十五条第二項の装置検査証印がその有効期間を経過していること。 三 前項第一号に該当するかどうかは、経済産業省令で定める方法により定めるものとする。 四 第一百五十一条（検定証印等の除去）第四項の規定は、第一項の規定による処分に準用する。 <p>・検査基準及び検査方法については、「特定計量器検定検査規則」（第110条～117条）で定められています。</p>
ホームページ	
備考	